



# 山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (10)

## 目 次

### 規 則

- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則…………… (管 財 課) …… 1
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子育て支援課) …… 5
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 課) …… 同

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) ……23
- 山形県官報報告規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……25
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……26

### 合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………32

### 告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財 政 課) ……33
- 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… ( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同 ……………… ( 同 ) ……34
- 同 ……………… ( 同 ) ……同

## 規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第35号

#### 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「商工労働観光部産業政策課」を「商工観光部産業政策課」に改め、同項第2号中「及び第5号」を削り、同項第5号を削る。

第5条第1項第4号中「及び第5号」を削り、「当該各号に規定する職員」を「警察署に勤務する警察職員」に改める。

別表第1第1項中「及び面積」を「(当該公舎が大規模の模様替その他の改修を行つた公舎で当該改修に要した費用の額が当該改修を行う直前の当該公舎に係る公有財産台帳(山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)第23条に規定する台帳をいう。)の評価額の2分の1に相当する額以上であるもの場合にあつては、当該改修が終了した年次)及び面積」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

公舎名	使用料の額（円）
山形第3号公舎	2,200
山形第4号公舎	2,200
山形第5号公舎	2,200
山形第6号公舎	2,200
山形第5号職員アパート	1,600
山形第6号職員アパート	1,700
山形第7号職員アパート	1,800
山形第8号職員アパート	1,800
山形第9号職員アパート	1,400
山形第10号職員アパート	1,700
山形第11号職員アパート	1,600
山形第12号職員アパート	1,600
山形第13号職員アパート	1,600
山形第15号職員アパート	1,600
山形第16号職員アパート	1,800
山形第18号職員アパート	1,800
山形第19号職員アパート	1,900
山形第21号職員アパート	1,700
山形第22号職員アパート	1,800
山形第23号職員アパート	1,400
山形第24号職員アパート	1,900
山形第25号職員アパート	1,700
山形第26号職員アパート	1,800
上山第2号職員アパート	1,400
寒河江第3号職員アパート	1,200
寒河江第4号職員アパート	1,400
村山第4号職員アパート	1,300
村山第5号職員アパート	1,300
新庄第3号職員アパート	1,300
新庄第5号職員アパート	1,100
新庄第6号職員アパート	1,200
新庄第7号職員アパート	1,200
新庄第8号職員アパート	1,300
米沢第3号職員アパート	1,400
米沢第5号職員アパート	1,300
米沢第6号職員アパート	1,500
米沢第7号職員アパート	1,500
米沢第8号職員アパート	1,500
米沢第9号職員アパート	1,400
長井第4号職員アパート	1,100
長井第5号職員アパート	1,200
小国第3号職員アパート	1,100
三川第1号公舎	1,200
三川第2号公舎	1,200
三川第3号公舎	1,200
三川第4号公舎	1,200
三川第5号公舎	1,200

鶴岡第5号職員アパート	1,200
鶴岡第6号職員アパート	1,300
鶴岡第7号職員アパート	1,300
鶴岡第8号職員アパート	1,400
鶴岡第9号職員アパート(单身)	1,300
(世帯)	1,400
三川第1号職員アパート	1,100
三川第2号職員アパート	1,100
三川第3号職員アパート	1,100
酒田第5号職員アパート	1,400
酒田第7号職員アパート	1,300
酒田第8号職員アパート	1,200
酒田第9号職員アパート	1,300
東京第1号職員アパート	3,600
東京第2号職員アパート	5,600
山形警第2号公舎	2,100
山形警第7号公舎	2,200
山形警第8号公舎	2,200
山形警第11号公舎	2,100
山形警第12号公舎	2,100
山形警第5号職員アパート	1,900
山形警第9号職員アパート	1,800
山形警第10号職員アパート	1,600
山形警第11号職員アパート	1,800
山形警第12号職員アパート	1,600
山形警第13号職員アパート	1,600
山形警第14号職員アパート	1,800
山形警第17号職員アパート	2,100
山形警第20号職員アパート	1,800
山形警第21号職員アパート	1,400
山形警第22号職員アパート	1,400
山形警第23号職員アパート	1,500
山形警第24号職員アパート	1,500
山形警第25号職員アパート	1,700
山形警第26号職員アパート	1,500
山形警第27号職員アパート	1,700
上山警第1号公舎	1,500
上山警第2号職員アパート	1,500
上山警第3号職員アパート	1,400
天童警第1号公舎	1,700
天童警第2号職員アパート	1,600
天童警第3号職員アパート	1,600
寒河江警第1号公舎	1,300
寒河江警第4号職員アパート	1,100
寒河江警第5号職員アパート	1,400
村山警第1号公舎	1,300
村山警第3号職員アパート	1,200
村山警第4号職員アパート	1,400
村山警第5号職員アパート	1,300

尾花沢警第2号職員アパート	1,200
尾花沢警第3号職員アパート	1,200
尾花沢警第4号職員アパート	1,100
新庄警第1号公舎	1,400
新庄警第5号職員アパート	1,300
新庄警第6号職員アパート	1,200
新庄警第7号職員アパート	1,200
新庄警第8号職員アパート	1,100
庄内警第1号公舎	1,200
庄内警第3号職員アパート	1,200
庄内警第4号職員アパート	1,200
酒田警第1号公舎	1,400
酒田警第5号職員アパート	1,300
酒田警第6号職員アパート	900
酒田警第7号職員アパート	1,600
酒田警第8号職員アパート	1,100
酒田警第9号職員アパート	1,500
酒田警第10号職員アパート	1,300
酒田警第11号職員アパート	1,300
酒田警第12号職員アパート	1,300
酒田警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第1号公舎	1,300
鶴岡警第4号職員アパート	1,400
鶴岡警第5号職員アパート	1,400
鶴岡警第10号職員アパート	1,300
鶴岡警第11号職員アパート	1,200
鶴岡警第12号職員アパート	1,200
鶴岡警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第14号職員アパート	1,500
鶴岡警温海第2号職員アパート	1,300
鶴岡警温海第3号職員アパート	1,200
長井警第1号公舎	1,300
長井警第3号職員アパート	1,100
長井警第4号職員アパート	1,300
小国警第2号職員アパート	1,100
南陽警第1号公舎	1,300
南陽警第2号職員アパート	1,200
南陽警第3号職員アパート	1,300
南陽警第4号職員アパート	1,300
米沢警第1号公舎	1,400
米沢警第1号職員アパート	900
米沢警第4号職員アパート	1,200
米沢警第5号職員アパート	1,200
米沢警第6号職員アパート	1,200
米沢警第7号職員アパート	1,200
米沢警第8号職員アパート	1,400
米沢警第9号職員アパート	1,400
米沢警第10号職員アパート	1,300
米沢警第11号職員アパート	1,400

米沢警第12号職員アパート

1,200

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第36号****山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の4及び第2条の5第2項第3号中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改める。

第2条の7第1項第2号中「第34条の15第1項第1号」を「第34条の19第1項第1号」に改め、同項第3号中「第34条の15第1項第2号から第4号まで」を「第34条の19第1項第2号から第4号まで」に改める。

別表第2の備考第4項第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同備考第8項中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第37号****山形県財務規則の一部を改正する規則**

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 各部の課長（総務部の秘書広報課、人事課、行政改革課及び学事文書課にあつては人事課長、戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課及び情報企画課にあつては政策企画課長、生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課及びみどり自然課にあつては生活文化課長、生活環境部危機管理・くらし安心局にあつては危機管理課長、子育て推進部にあつては子育て支援課長、健康福祉部の健康福祉企画課及び地域医療対策課にあつては健康福祉企画課長、商工観光部にあつては産業政策課長、農林水産部の農政企画課、新農業推進課及び農業経営課にあつては農政企画課長、農林水産部の農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課長、農林水産部の生産技術課、エコ農業推進課及び畜産課にあつては生産技術課長、県土整備部にあつては管理課長とする。）及び会計局会計課長

第5条第1項第3号中「(教育やまがた振興課、文化財保護推進課、義務教育課及び高校教育課にあつては、教育やまがた振興課長とする。)」を削り、同条第3項中「については、出納局総務課長が、」を「並びに」に、「並びに出納局経理課長の管理に係る物品の出納通知については、出納局経理課長」を「については、会計局会計課長」に改め、同項第1号中「出納局」を「会計局」に改める。

第6条第1項中「知事直轄の組織子ども政策室にあつては子育て支援課の課長補佐、」を削り、「文書課」を「学事文書課」に、「総務部危機管理室」を「戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課及び情報企画課にあつては政策企画課の課長補佐、生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課及びみどり自然課にあつては生活文化課の課長補佐、生活環境部危機管理・くらし安心局」に、「生活安全調整課」を「危機管理課」に、「総務部総合政策室の政策企画課、地域政策課及び情報企画課にあつては政策企画課の課長補佐、文化環境部の文化振興課及び学術振興課にあつては文化振興課の課長補佐、文化環境部の環境企画課、循環型社会推進課及びみどり自然課にあつては環境企画課」を「子育て推進部にあつては子育て支援課」に、「地域福祉課」を「地域医療対策課」に、「商工労働観光部」を「商工観光部」に、「経営安定対策課」を「農業経営課」に、「の生産技術課」を「の農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課の課長補佐、農林水産部の生産技術課」に、「土木部」を「県土整備部」に、「出納局」を「会計局」に、「総務課及び経理課」を「会計課」に改め、同条第2項中「(子ども政策監を含む。)及び出納局長」を「及び会計局長」に改める。

第8条第3項第2号中「(教育やまがた振興課、文化財保護推進課、義務教育課及び高校教育課にあつては、教

育やまがた振興課の課長補佐とする。）」を削る。

第10条第2項中「出納局総務課長」を「会計局会計課長」に改める。

第12条後段を削る。

第13条中「出納局総務課長」を「会計局会計課長」に改める。

第15条第2項第2号を次のように改める。

(2) 会計局会計課 当該課に勤務する職員のうち、国費の事務に従事する職員以外の職員

第15条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項第2号中「の税務課」を「の税務課、課税課、納税課」に改め、「並びに自動車税事務所」を削る。

第24条第1項中「出納局総務課及び経理課」を「会計局」に、「出納局、」を「会計局、」に改める。

第37条第3項、第63条第1項及び第86条第2項第12号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第64条の2中「別表第1第8項」を「別表第1第7項」に改める。

第87条第1項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第3項中「児童手当支給簿」を「子ども手当支給簿」に、「児童手当に」を「子ども手当に」に改める。

第97条第3項中「別表第1第8項」を「別表第1第7項」に改める。

第145条第2項から第4項までの規定中「、出納局経理課長」を削る。

第157条中「出納局長」を「会計局長」に改める。

第192条第4項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

組織の区分	出 納 員		出納員に委任する事項
	出納員として指定する職	代決する出納員として指定する職	
1 会計局会計課	課長 室長 課長補佐 室長補佐（審査出納を担当するものに限る。） 審査主査 主査（審査出納を担当するものに限る。）		
2 各部の各課（総務部の秘書広報課、人事課、行政改革課及び学事文書課にあつては人事課、戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課及び情報企画課にあつては政策企画課、生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課及びみどり	庶務担当係長（右欄(4)に係る事項については、総務部総務厚生課給与システム主査、右欄(5)に係る事項については、総務部総務厚生課審査主査（旅費を担当するものに限る。）、総務部税政課にあつては課長補佐（総務を担当するものに限る。）、労働委員会事務局にあつては総務主査、警察本	庶務係の主査（主査が置かれていない場合は主事、同職の者が複数ある場合は上席の者、右欄(4)に係る事項については、総務部総務厚生課の給与システム担当の上席の主事、右欄(5)に係る事項については、総務部総務厚生課の旅費担当の主査、総務部税政課にあつては総務主査、人事委員会事務局職	(1) 当該部、局、課及び委員会に係る次に掲げる事項（総務部総務厚生課の庶務担当係長以外の出納員並びに警察本部の警務部広報相談課及び交通部交通指導課に置く出納員を除く。） イ 物品の出納（第157条の規定により購入依頼された物品の取得に係るものを除く。）及び保管並びに記録管理を行うこと。 ロ 別表第2に掲げる経費（同表第2項第11号に掲げるものを除く。）に係る支出負担行為の確認を行うこと。 ハ 歳入の誤納又は過納となつた金額の還付（以下この表において「歳入還付」という。）の確認を行うこと。 ニ 歳入歳出外現金のうち入札保証金、契約保証金その他の保証金（第157条の規定により購入依頼された物品に係る入札保証金及び契約保証金を除く。）の出納及び保管



自然課にあつては生活文化課、生活環境部危機管理・くらし安心局にあつては危機管理課、子育て推進部にあつては子育て支援課、健康福祉部の健康福祉企画課及び地域医療対策課にあつては健康福祉企画課、商工観光部にあつては産業政策課、農林水産部の農政企画課、新農業推進課及び農業経営課にあつては農政企画課、農林水産部の農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課、農林水産部の生産技術課、エコ農業推進課及び畜産課にあつては生産技術課、県土整備部にあつては管理課(右欄(1)ロ及びへに係る事項のうち別表第2第1項に掲げるものに係る事項については、各課(建設企画課、用地課、砂防・災害対策課及び空港港湾課を除く。)))、会計局会計課、議会事務局総務課、教育庁各課、人事委員会事務局職員課、監査委員事務局監査課、警察本部の警務部の会計課及び広報相談課並びに交通部交通指導課並びに労働委員会事務局審査

部警務部会計課にあつては調査官(指導・監査担当)(右欄(1)イに係る事項については、調査官(調度担当))、警察本部警務部広報相談課にあつては調査官(総括担当)、警察本部交通部交通指導課にあつては課長補佐(指導取締役担当)、教育庁の生涯学習振興課及び義務教育課にあつては主査(経理担当)、教育庁高校教育課にあつては経理主査))

員課、監査委員事務局監査課及び労働委員会事務局審査調整課にあつては課長補佐(総務を担当するものに限る。)、警察本部警務部会計課にあつては課長補佐(指導・監査担当)(右欄(1)イに係る事項については、上席の調度係長)、警察本部警務部広報相談課にあつては次長、警察本部交通部交通指導課にあつては主任(指導取締役)、教育庁生涯学習振興課にあつては課長補佐、教育庁義務教育課にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主事(経理担当))

- 並びに記録管理を行うこと。
- ホ 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。
- へ 別表第2に掲げる経費(同表第2項第11号に掲げるものを除く。)に係る歳出の支出及び歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。
- (2) 情報公開事務及び個人情報開示事務(議会及び警察本部警務部広報相談課に係るものを除く。)並びに本人確認情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管を行うこと(総務部人事課に置く出納員に限る。)
- (3) 総務部学事文書課に係る行政資料の頒布及び複写の事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと(総務部人事課に置く出納員に限る。)
- (4) 歳出予算の節の区分のうち報酬(議員報酬に限る。)、給料及び職員手当等(退職手当及び子ども手当を除く。)の支出負担行為の確認(電子計算機による給与事務処理により一定の支給日に支給される給与に係るものに限る。)並びに当該確認を受けたものに係る歳出の支出に関すること(総務部総務厚生課給与システム主査の職にある出納員に限る。)
- (5) 歳出予算の節の区分のうち報酬(議員報酬を除く。)、賃金、共済費及び旅費の支出負担行為の確認(総務事務の集中処理に係るものに限る。)並びに当該確認を受けたものに係る歳出の支出に関すること(総務部総務厚生課審査主査(旅費を担当するものに限る。)の職にある出納員に限る。)
- (6) 総務部税政課に係る次に掲げる事項(総務部税政課に置く出納員に限る。)
- イ 県税のうち利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに県たばこ税並びにこれらに附帯する税外収入に係る歳計現金並びに歳入歳出外現金のうち受託徴収金、地方法人特別税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金の出納及び保管を行うこと。
- ロ 県税のうち利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに県たばこ税並びにこれらに附帯する徴収金に関する経費で、歳出予算の節の区分のうち、償還金、利子及び割引料の経費(以下本項及び第5項において「償還金等」という。)に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

調整課			<p>ハ 償還金等に係る歳出の支出又は支払並びに歳出の誤払い又は過渡しとなった金額の歳出への戻入及び保管並びに記録管理を行うこと。</p> <p>ニ 県税のうち利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに県たばこ税並びにこれらに附帯する税外収入に係る歳計現金並びに歳入歳出外現金のうち受託徴収金、地方法人特別税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金の記録管理を行うこと。</p> <p>(7) 金銭の寄附（使途が指定されていないものに限る。）の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（総務部総合政策局政策企画課に置く出納員に限る。）。</p> <p>(8) 警察本部警務部広報相談課に係る情報公開事務及び行政資料の複写等の事務並びに個人情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（警察本部警務部広報相談課に置く出納員に限る。）。</p> <p>(9) 警察本部交通部交通指導課に係る次に掲げる事項（警察本部交通部交通指導課に置く出納員に限る。）</p> <p>イ 放置違反金に係る歳入還付の確認を行うこと。</p> <p>ロ 放置違反金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。</p> <p>ハ 歳入歳出外現金のうち放置違反金に係る仮納付金、滞納処分による差押現金及び債権差押えに係る取立金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。</p>
3 各総合支庁	<p>出納室長 出納専門員（村山総合支庁総務企画部北村山総務課及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に限る。） 審査出納主査（村山総合支庁総務企画部西村山総務課に限る。）</p>	<p>室長補佐 出納専門員（置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁総務企画部総務課に限る。） 審査出納主査（村山総合支庁総務企画部北村山総務課、最上総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に限る。） 主査（審査出納担当）（村山総合支</p>	<p>(1) 当該総合支庁（第6項に掲げる課及び事務所を除き、村山総合支庁又は置賜総合支庁にあつては、出納室長、出納専門員又は審査出納主査が所管する次に掲げる課）に係る</p> <p>イ 歳計現金（県税及び県税に附帯する税外収入に係る現金を除く。以下本項、第4項、第6項及び第7項において同じ。）のうち次項の規定により委任されるもの以外の歳計現金並びに歳入歳出外現金のうち受託徴収金、県民税及び市町村民税に係る徴収金、地方法人特別税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金（以下本項において「受託徴収金等」という。）、入札保証金、契約保証金、公売保証金及びその他保証金（以下本項、第4</p>



庁総務企画部西村山総務課に限る。）

項及び第6項において「入札保証金等」という。）以外の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと。

ロ 支出負担行為に関する確認を行うこと（他の課長が所管するものを除く。ハからホまでに於いて同じ。）。

ハ 県指定金融機関又は県指定代理金融機関に対して現金払に係る支払を請求すること。

ニ 歳出の支出又は支払及び歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。

ホ 歳計現金、歳入歳出外現金のうち受託徴収金等及び入札保証金等以外の歳入歳出外現金の記録管理を行うこと。

(村山総合支庁総務企画部総務課出納室長)

村山総合支庁総務企画部総務課

村山総合支庁総務企画部課税課

村山総合支庁総務企画部納税課

村山総合支庁総務企画部地域振興課

村山総合支庁保健福祉環境部福祉企画課

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁保健福祉環境部検査課

村山総合支庁保健福祉環境部生活衛生課

村山総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課

村山総合支庁産業経済部産業経済企画課

村山総合支庁産業経済部農業振興課

村山総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）

村山総合支庁産業経済部農村計画課

村山総合支庁産業経済部農村整備課

村山総合支庁産業経済部森林整備課

村山総合支庁建設部建設総務課

村山総合支庁建設部用地課

村山総合支庁建設部都市計画課

村山総合支庁建設部道路課

村山総合支庁建設部河川砂防課

村山総合支庁建設部建築課

(村山総合支庁総務企画部西村山総務課審査出納主査)

村山総合支庁総務企画部西村山総務課

村山総合支庁総務企画部西村山税務課

村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課

村山総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）

村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課

村山総合支庁産業経済部西村山農村整備課  
 村山総合支庁建設部西村山建設総務課  
 村山総合支庁建設部西村山道路計画課  
 村山総合支庁建設部西村山河川砂防課  
 (村山総合支庁総務企画部北村山総務課出納専門員)  
 村山総合支庁総務企画部北村山総務課  
 村山総合支庁総務企画部北村山税務課  
 村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課  
 村山総合支庁産業経済部北村山農村整備課  
 村山総合支庁建設部北村山建設総務課  
 村山総合支庁建設部北村山道路計画課  
 村山総合支庁建設部北村山河川砂防課  
 (置賜総合支庁総務企画部総務課出納室長)  
 置賜総合支庁総務企画部総務課  
 置賜総合支庁総務企画部税務課  
 置賜総合支庁総務企画部地域振興課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部検査課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部生活衛生課  
 置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課  
 置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課  
 置賜総合支庁産業経済部農業振興課  
 置賜総合支庁産業経済部農村計画課  
 置賜総合支庁産業経済部農村整備課  
 置賜総合支庁産業経済部森林整備課  
 置賜総合支庁建設部建設総務課  
 置賜総合支庁建設部用地課  
 置賜総合支庁建設部道路計画課  
 置賜総合支庁建設部河川砂防課  
 置賜総合支庁建設部建築課  
 (置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員)  
 置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課  
 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課  
 置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課  
 置賜総合支庁産業経済部西置賜農村整備課  
 置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課  
 置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課  
 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課  
 (2) 次に掲げる総合支庁（村山総合支庁又は置賜総合支庁にあつては、出納室長、出納専門員又は審査出納主査）ごとの公所に係る

イ 支出負担行為に関する確認を行うこと  
(公所において所管するものを除く。ロからホまでにおいて同じ。)

ロ 県指定金融機関又は県指定代理金融機関  
に対して現金払に係る支払を請求すること。

ハ 歳出の支出又は支払及び歳出の誤払い又は  
過渡しとなつた金額の歳出への戻入並び  
に保管を行うこと。

ニ 歳入歳出外現金のうち入札保証金等及び  
受託徴収金等以外の歳入歳出外現金の出納  
及び保管を行うこと。

ホ 歳出、歳入歳出外現金のうち入札保証金  
等及び受託徴収金等以外の歳入歳出外現金  
の記録管理を行うこと。

(村山総合支庁総務企画部総務課出納室長)

村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課

村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課

山形職業能力開発専門校

福祉相談センター

衛生研究所

総合療育訓練センター

精神保健福祉センター

内陸食肉衛生検査所

産業技術短期大学校

工業技術センター

高度技術研究開発センター

農業総合研究センター

病害虫防除所

図書館

教育センター

青年の家

博物館

山形東高等学校

山形南高等学校

山形西高等学校

山形北高等学校

山形工業高等学校

山形中央高等学校

霞城学園高等学校

上山明新館高等学校

天童高等学校

山辺高等学校

山形盲学校

山形ろう学校

山形養護学校

ゆきわり養護学校

村山特別支援学校

上山高等養護学校  
山形警察署  
上山警察署  
天童警察署  
(村山総合支庁総務企画部西村山総務課審査出納主査)  
朝日学園  
農業総合研究センター園芸試験場  
森林研究研修センター  
村山教育事務所  
朝日少年自然の家  
寒河江高等学校  
寒河江工業高等学校  
谷地高等学校  
左沢高等学校  
寒河江警察署  
(村山総合支庁総務企画部北村山総務課出納専門員)  
環境科学研究センター  
山形空港事務所  
村山農業高等学校  
楯岡高等学校  
東根工業高等学校  
北村山高等学校  
村山警察署  
尾花沢警察署  
(最上総合支庁)  
最上総合支庁産業経済部農村整備課  
最上総合支庁建設部高坂ダム管理課  
最上学園  
農業大学校  
農業総合研究センター畜産試験場  
最上教育事務所  
神室少年自然の家  
新庄北高等学校  
新庄南高等学校  
新庄神室産業高等学校  
金山高等学校  
真室川高等学校  
新庄養護学校  
新庄警察署  
(置賜総合支庁総務企画部総務課出納室長)  
置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課  
置賜総合支庁産業経済部家畜保健衛生課  
工業技術センター置賜試験場  
内水面水産試験場  
米沢興譲館高等学校

米沢東高等学校  
米沢工業高等学校  
米沢商業高等学校  
置賜農業高等学校  
南陽高等学校  
高島高等学校  
米沢養護学校  
米沢警察署  
南陽警察署  
(置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員)  
やまなみ学園  
置賜教育事務所  
飯豊少年自然の家  
長井高等学校  
長井工業高等学校  
荒砥高等学校  
小国高等学校  
長井警察署  
(庄内総合支庁)  
庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課  
庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課  
庄内総合支庁産業経済部水産課  
庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課  
庄内総合支庁建設部港湾事務所  
庄内総合支庁建設部庄内空港事務所  
庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課  
消防学校  
庄内職業能力開発センター  
庄内児童相談所  
鶴岡乳児院  
総合療育訓練センター庄内支所  
鳥海学園  
知的障がい者更生相談所庄内支所  
庄内食肉衛生検査所  
産業技術短期大学校庄内校  
工業技術センター庄内試験場  
農業総合研究センター水田農業試験場  
農業総合研究センター養豚試験場  
病害虫防除所庄内支所  
水産試験場  
庄内教育事務所  
金峰少年自然の家  
鶴岡南高等学校  
鶴岡北高等学校  
鶴岡工業高等学校  
鶴岡中央高等学校  
加茂水産高等学校  
庄内農業高等学校



			<p>山添高等学校 庄内総合高等学校 酒田東高等学校 酒田西高等学校 酒田商業高等学校 酒田工業高等学校 酒田北高等学校 遊佐高等学校 酒田ろう学校 鶴岡養護学校 鶴岡高等養護学校 鶴岡警察署 庄内警察署 酒田警察署</p>
<p>4 各総合支庁</p>	<p>総務課長 西村山総務課長 北村山総務課長 西置賜総務課長 保健企画課長 産業経済企画課長 建設総務課長 西村山建設総務課長 北村山建設総務課長 西置賜建設総務課長 農業技術普及課産地研究室室長補佐（置賜総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）</p>	<p>左記に掲げる課長を補佐する課長補佐（西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課にあつては総務専門員、西村山建設総務課及び北村山建設総務課にあつては経理専門員、西置賜建設総務課にあつては経理主査）総務専門員（最上総合支庁農業技術普及課産地研究室に限る。）庶務係長（村山総合支庁農業技術普及課産地研究室に限る。）</p>	<p>(1) 次に掲げる当該総合支庁の課長が所管する課（室長補佐にあつては、室長補佐が所属する室）に係る</p> <p>イ 物品（県税及び税外収入に係る差押搬出物品を除く。以下本項において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>ロ 物品の記録管理を行うこと。</p> <p>ハ 別表第2に掲げる経費（同表第2項第12号に掲げるものを除く。）のうち当該総合支庁の課長（室にあつては、室長）が支出命令を行つたものに係る支出負担行為の確認を行うこと。</p> <p>ニ 歳入還付の確認を行うこと。</p> <p>ホ 別表第2に掲げる経費（同表第2項第12号に掲げるものを除く。）のうち当該総合支庁の課長（室にあつては、室長）が支出命令を行つたものに係る歳出の支出及び歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。</p> <p>ヘ 歳計現金（情報公開事務、個人情報開示事務及び本人確認情報開示事務に伴う費用として収納する収入金を除く。）及び歳入歳出外現金のうち入札保証金等（建設総務課長にあつては県営住宅敷金を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>ト 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>チ 歳計現金及び歳入歳出外現金のうち入札保証金等の記録管理を行うこと。</p> <p>（総務企画部総務課長） 総務企画部総務課 総務企画部税務課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）（村山総合支庁を除く。）</p>

			<p>総務企画部課税課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）（村山総合支庁に限る。）</p> <p>総務企画部納税課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）（村山総合支庁に限る。）</p> <p>総務企画部地域振興課</p> <p>保健福祉環境部福祉企画課（村山総合支庁に限る。）</p> <p>保健福祉環境部福祉課（置賜総合支庁に限る。）</p> <p>保健福祉環境部環境課（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）</p> <p>（保健福祉環境部保健企画課長）</p> <p>保健福祉環境部環境課（村山総合支庁及び置賜総合支庁を除く。）</p> <p>保健福祉環境部保健企画課</p> <p>保健福祉環境部検査課（最上総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）</p> <p>保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁を除く。）</p> <p>保健福祉環境部地域保健予防課（最上総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）</p> <p>保健福祉環境部地域保健福祉課（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）</p> <p>保健福祉環境部子ども家庭支援課（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）</p> <p>（産業経済部産業経済企画課長）</p> <p>産業経済部産業経済企画課</p> <p>産業経済部農業振興課</p> <p>産業経済部農業技術普及課（村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室、置賜総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）</p> <p>産業経済部農村計画課</p> <p>産業経済部農村整備課（最上総合支庁を除く。）</p> <p>産業経済部森林整備課</p> <p>産業経済部家畜保健衛生課（最上総合支庁に限る。）</p> <p>（産業経済部農業技術普及課産地研究室室長補佐）</p> <p>産業経済部農業技術普及課産地研究室（置賜総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）</p> <p>（建設部建設総務課長）</p> <p>建設部建設総務課</p> <p>建設部用地課</p> <p>建設部都市計画課（村山総合支庁に限る。）</p>
--	--	--	---

建設部道路課（村山総合支庁に限る。）  
 建設部道路計画課（村山総合支庁を除く。）  
 建設部河川砂防課  
 建設部建築課  
 （村山総合支庁総務企画部西村山総務課長）  
 村山総合支庁総務企画部西村山総務課  
 村山総合支庁総務企画部西村山税務課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）  
 村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課  
 村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課  
 村山総合支庁産業経済部西村山農村整備課  
 （村山総合支庁総務企画部北村山総務課長）  
 村山総合支庁総務企画部北村山総務課  
 村山総合支庁総務企画部北村山税務課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）  
 村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課  
 村山総合支庁産業経済部北村山農村整備課  
 （村山総合支庁建設部西村山建設総務課長）  
 村山総合支庁建設部西村山建設総務課  
 村山総合支庁建設部西村山道路計画課  
 村山総合支庁建設部西村山河川砂防課  
 （村山総合支庁建設部北村山建設総務課長）  
 村山総合支庁建設部北村山建設総務課  
 村山総合支庁建設部北村山道路計画課  
 村山総合支庁建設部北村山河川砂防課  
 （置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課長）  
 置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課  
 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課（(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。）  
 置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課  
 置賜総合支庁産業経済部西置賜農村整備課  
 （置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課長）  
 置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課  
 置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課  
 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課  
 (2) 情報公開事務及び個人情報開示事務（議会及び警察本部警務部広報相談課に係るものを除く。）並びに本人確認情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管を行うこと（総務課長、西村山総務課長、北村山総務課長及び西置賜総務課長に限る。）。  
 (3) 総務課に係る行政資料の頒布及び複写の事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（総務課長に限る。）。

<p>5 各総合支庁</p>	<p>税務課長 課税課長（右欄 (2)に係る事項に 限る。） 納税課長 西村山税務課長 北村山税務課長 西置賜税務課長</p>	<p>税務課の課長補佐 課税課の課長補佐 納税課の課長補佐 （西村山税務課、 北村山税務課及び 西置賜税務課にあ つては、税務専門 員）</p>	<p>(1) 当該税務課、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課に係る イ 県税、県税に附帯する税外収入及び第179条の規定により依頼を受けた税外収入に係る歳計現金並びに歳入歳出外現金のうち公売保証金、受託徴収金、県民税及び市町村民税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金の出納及び保管を行うこと。 ロ 県税の徴収金に関する経費で、歳出予算の節の区分のうち償還金等に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 ハ 償還金等に係る歳出の支出又は支払及び歳出の誤払い又は過渡しとなった金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。 ニ 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。 ホ 県税、県税に附帯する税外収入及び第179条の規定により依頼を受けた税外収入に係る歳計現金並びに歳出並びに歳入歳出外現金のうち公売保証金、受託徴収金、県民税及び市町村民税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金の記録管理を行うこと。 ヘ 県税及び税外収入に係る差押搬出物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。 (2) 当該課長が所管する イ 別表第2第1項に掲げる経費に係る支出負担行為の確認を行うこと。 ロ 歳入還付の確認を行うこと。 ハ 別表第2第1項に掲げる経費に係る歳出の支出及び歳出の誤払い又は過渡しとなった金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。</p>
	<p>収納専門員（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。） 収納主査（庄内総合支庁総務企画部税務課押切駐在に限る。）</p>	<p>主査（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。） 主査（庄内総合支庁総務企画部税務課押切駐在に限る。）</p>	<p>村山総合支庁総務企画部課税課及び庄内総合支庁総務企画部税務課に係る県税のうち自動車取得税及び自動車税並びにこれらに附帯する徴収金の出納、保管及び記録管理を行うこと。</p>

<p>6 村山総合支庁 産業経済部家畜 保健衛生課 村山総合支庁建設 部山形統合ダム管 理課 最上総合支庁産業 経済部農村整備課 最上総合支庁建設 部高坂ダム管理課 置賜総合支庁産業 経済部農業技術普 及課 置賜総合支庁産業 経済部家畜保健衛 生課 庄内総合支庁産業 経済部農業技術普 及課 庄内総合支庁産業 経済部酒田農業技 術普及課 庄内総合支庁産業 経済部水産課 庄内総合支庁産業 経済部家畜保健衛 生課 庄内総合支庁建設 部港湾事務所 庄内総合支庁建設 部庄内空港事務所 庄内総合支庁建設 部荒沢ダム管理課 職員育成センター 環境科学研究セン ター 消防学校 消費生活センター 山形職業能力開発 専門学校 庄内職業能力開発 センター 福祉相談センター</p>	<p>総務専門員 課長補佐 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） ダム管理主査 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） 総務主査 総務専門員 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） 室長補佐 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） 総務主査 副所長 利用・調整主幹 ダム管理主査 総務専門員 総務課長 総務課長 庶務係長 庶務係長 庶務係長 総務企画課長</p>	<p>主査 ダム管理主査 総務主査 技師 総務主査 室長 課長補佐（総務を 担当するものに限 る。） 庶務係長 庶務係長 主事 総務専門員 技術主幹 総務主査 総務専門員 主査 総務課長 総務主査 主査 上席の主査（庶務 係） 副校長 主事 企画専門員</p>	<p>(1) 当該公所（置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）、置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課の総務主査にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の室長補佐にあつては庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）に係るイ 別表第2に掲げる経費（同表第2項第11号及び第12号に掲げるものを除く。）に係る支出負担行為の確認を行うこと。 ロ 歳計現金及び歳入歳出外現金のうち入札保証金等の出納及び保管を行うこと。 ハ 歳入還付の確認を行うこと。 ニ 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。 ホ 物品の出納及び保管を行うこと。 ヘ 歳計現金、歳入歳出外現金及び物品の記録管理を行うこと。 ト 別表第2に掲げる経費（同表第2項第11号及び第12号に掲げるものを除く。）に係る歳出の支出及び歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。 (2) 警察本部警務部広報相談課に係る情報公開事務及び個人情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、南陽警察署及び米沢警察署に置く出納員に限る。）。</p>
---	--	--	---



庄内児童相談所	庶務係長	次長
鶴岡乳児院	庶務係長	副院長
朝日学園	庶務係長	副園長
衛生研究所	総務課長	総務主査
総合療育訓練センター	総務課長	管理専門員
総合療育訓練センター庄内支所	庶務係長	支所長
最上学園	庶務係長	主査
やまなみ学園	庶務係長	副園長
鳥海学園	庶務係長	副園長
知的障がい者更生相談所庄内支所	庶務係長	次長
精神保健福祉センター	次長	主事
各食肉衛生検査所	庶務係長	次長
産業技術短期大学	総務企画課長	総務専門員
校		
産業技術短期大学	総務課長	庶務係長
校庄内校		
工業技術センター	総務課長	総務専門員
工業技術センター	総務課長	総務主査
置賜試験場		
工業技術センター	総務課長	庶務係長
庄内試験場		
高度技術研究開発センター	総務調整課長	庶務係長
農業大学校	総務専門員	庶務係長
農業総合研究センター	総務課長	総務主査
ター		
農業総合研究センター園芸試験場	総務課長	総務主査
農業総合研究センター水田農業試験場	総務課長	庶務係長
農業総合研究センター畜産試験場	総務課長	総務専門員
農業総合研究センター養豚試験場	総務専門員	庶務係長
病虫害防除所	総務専門員	総務主査
病虫害防除所庄内支所	総務専門員	主査
水産試験場	総務課長	庶務係長
内水面水産試験場	庶務係長	副場長
森林研究研修センター	総務課長	総務主査
山形空港事務所	総務課長	総務主査

村山教育事務所	総務係長（右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例（昭和29年6月県条例第25号）に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、課長補佐（行政担当）	課長補佐（総務を担当するものに限る。）（右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政専門員）
最上教育事務所	総務係長	上席の主事（総務係）
置賜教育事務所	総務係長	主査
庄内教育事務所	総務係長	副主任
図書館	総務係長	副主任
教育センター	総務係長	主査
青年の家	庶務係長	所長
博物館	総務主査	総務課長
朝日少年自然の家	庶務係長	主事
金峰少年自然の家	庶務係長（右欄(1)ロ及びへに係る事項のうち、分館の歳計現金に係る事項については、分館長）	主査
飯豊少年自然の家	庶務係長	主事
神室少年自然の家	庶務係長	主事
山形東高等学校	事務部次長	主査
山形南高等学校	事務部次長	主査
山形西高等学校	事務部次長	主査
山形北高等学校	事務部次長	総務主査
山形工業高等学校	事務部次長	総務主査
山形中央高等学校	事務部次長	主査
霞城学園高等学校	事務部次長	総務主査
上山明新館高等学校	事務部次長	総務主査
天童高等学校	事務部次長	主事
山辺高等学校	事務次長	主査
寒河江高等学校	事務部次長	総務主査
寒河江工業高等学校	事務次長	主査
谷地高等学校	事務次長	主任主査
左沢高等学校	事務次長	主査
村山農業高等学校	事務次長	主査
楯岡高等学校	主査	副主任

東根工業高等学校	事務次長	主査
北村山高等学校	事務部次長	主査
新庄北高等学校	事務部次長	上席の主査
新庄南高等学校	事務次長	主事
新庄神室産業高等学校	事務部次長	主査
金山高等学校	主事	事務長
真室川高等学校	主事	事務長
米沢興讓館高等学校	事務部次長	主事
米沢東高等学校	主査	主事
米沢工業高等学校	事務部次長	総務主査
米沢商業高等学校	事務次長	主事
置賜農業高等学校	事務次長	上席の主事
南陽高等学校	主査	主事
高島高等学校	上席の主事	次席の主事
長井高等学校	上席の主事	次席の主事
長井工業高等学校	事務次長	主査
荒砥高等学校	主事	事務長
小国高等学校	主事	事務長
鶴岡南高等学校	事務部次長	主査
鶴岡北高等学校	主査	主事
鶴岡工業高等学校	事務部次長	上席の主査
鶴岡中央高等学校	事務部次長	総務主査
加茂水産高等学校	主査	主事
庄内農業高等学校	上席の主査	次席の主査
山添高等学校	主事	事務長
庄内総合高等学校	上席の主事	次席の主事
酒田東高等学校	事務部次長	主事
酒田西高等学校	上席の主事	次席の主事
酒田商業高等学校	事務部次長	主査
酒田工業高等学校	主査	上席の主事
酒田北高等学校	主事	事務長
遊佐高等学校	主査	事務長
山形盲学校	事務部次長	上席の主査
山形ろう学校	事務部次長	主事
酒田ろう学校	主事	事務長
山形養護学校	事務次長	主査
米沢養護学校	上席の主査	次席の主査
ゆきわり養護学校	事務部次長	主査
鶴岡養護学校	主査	上席の主事
新庄養護学校	事務次長	主査
村山特別支援学校	総務主査	主査
上山高等養護学校	主事	事務長
鶴岡高等養護学校	主事	事務長
山形警察署	会計課長	上席の専門員（会計課）
上山警察署	会計課長	専門員（会計課）
天童警察署	会計課長	専門員（会計課）

寒河江警察署 村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署 庄内警察署 酒田警察署 鶴岡警察署	会計課長 会計課長 次長 会計課長 次長 会計課長 会計課長	専門員（会計課） 専門員（会計課） 専門員（会計担当） 専門員（会計課） 専門員（会計担当） 専門員（会計課） 上席の専門員（会計課）	
長井警察署 南陽警察署 米沢警察署	会計課長 会計課長 会計課長	会計係長 専門員（会計課） 専門員（会計課）	
7 東京事務所 大阪事務所 名古屋事務所 小国警察署	総務広報課長 副所長 副所長 次長	総務主査 行政主査 行政主査 専門員（会計担当）	(1) 当該公所に係る イ 歳計現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと。 ロ 支出負担行為に関する確認を行うこと。 ハ 県指定金融機関又は県指定代理金融機関に対して現金払に係る支払を請求すること（東京事務所及び小国警察署に置く出納員に限る。）。 ニ 歳出の支出又は支払及び歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。 ホ 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。 ヘ 物品の出納及び保管を行うこと。 ト 歳計現金、歳入歳出外現金及び物品の記録管理を行うこと。 (2) 警察本部警務部広報相談課に係る情報公開事務及び個人情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（小国警察署に置く出納員に限る。）。

別表第2第2項第2号を次のように改める。

(2) 子ども手当

別表第2第2項第10号中「出納局」を「会計局」に改める。

別記及び別記様式第65号の4中「児童手当支給簿」を「子ども手当支給簿」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第15号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に、「文書課長」を「学事文書課長」に改め、同条第4項中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。

第4条及び第5条中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。

第8条第1項中「の課長」を「の課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」に、「文書課長」を「学事文書課長」に改め、同条第7項及び第8項中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。

第9条及び第10条中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。

別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第5号中「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に改める。

別表1(1)庁印の項1の項中 「総務部文書課長」 を 「総務部学事文書課長」 に改め、

同表(1)庁印の項6の項中 「商工労働観光部産業政策課長」 を 「商工観光部産業政策課長」 に改め、同表

(2)職印の項1の項中 「総務部文書課長」 を 「総務部学事文書課長」 に改め、同表(2)職

印の項中「総務部文書課長が」を「総務部学事文書課長が」に、

「総務部危機管理室総合防災課長」 を 「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」 に改め、同表(2)職印の項6の項中

「健康福祉部地域福祉課長」 を 「健康福祉部健康福祉企画課長」 に改め、同表(2)職印の項中

「総務部総合政策室情報企画課長」 を 「総務部総務厚生課長」 に、  
「出納局総務課長」 を 「会計局会計課長」

「商工労働観光部産業政策課長」 を 「商工観光部産業政策課長」 に改め、同表(2)職印の項19の項中

「総務部文書課長」 を 「総務部学事文書課長」 に改め、同表(2)職印の項24の項中

「健康福祉部地域福祉課長」 を 「健康福祉部健康福祉企画課長」 に改め、同表(2)職印の項29の項中



「

出納局総務課長
---------

」を「

会計局会計課長
---------

」に改め、同表(2)職印の項中

「

総務部文書課長
出納局総務課長

」を「

総務部学事文書課長
会計局会計課長

」に改め、同表(2)職印の項39の項中

「、文書課長」を「、学事文書課長」に改め、同表(2)職印の項中

山形県出納局長印	方24	〃	出納局総務課長
山形県子ども政策監印	方24	〃	子ども政策室子育て支援課長
山形県危機管理監印	方24	〃	総務部危機管理室生活安全調整課長
山形県各課長印	方21	〃	各部（知事直轄の組織及び出納局を含む。以下同じ。）各課長
山形県各室長印	方21	〃	各部各室長

を

山形県会計局長印	方24	〃	会計局会計課長
山形県戦略調整監印	方24	〃	総務部総合政策局政策企画課長
山形県危機管理監印	方24	〃	
山形県各課長印	方21	〃	各部（会計局を含む。以下同じ。）各課長
山形県各局長印	方21	〃	各部各局長



に改め、同表(2)職印の項47の2の

項中「、産業経済部」を「並びに産業経済部」に改め、「並びに建設部野川水系ダム管理課長」を削り、同表(2)職

印の項中

健康福祉部地域福祉課長
土木部建築住宅課長

を

健康福祉部健康福祉企画課長
県土整備部建築住宅課長

に改め、同表(2)職印の項49の

項及び55の2の項中「、産業経済部の」を「並びに産業経済部の」に改め、「並びに建設部野川水系ダム管理課長」を削り、同表(2)職印の項61の項中「出納局総務課長」を「会計局会計課長」に改め、同表(2)職印の項中

「

総務部税政課庶務係長
------------

」を「

総務部税政課庶務担当
------------

」に改め、同表(2)職印の項63の項中「西

村山税務課長」を「課税課長、納税課長、西村山税務課長」に改め、同表(2)職印の項中

64	山形県自動車税事務所 任出納員印	方18	〃	自動車税事務所次長	を削る。
----	---------------------	-----	---	-----------	------

別表2(2)職印の項中

40
山形県
出納局
長印

41
山形県
子ども
政策監印

42
山形県
危機管
理監印

を

削除に、

40
山形県
会計局
長印

41
山形県
戦略調
整監印

削除に、

に改め、

44
山形県
何々
室長印

を

44
山形県
何々
局長印

に改め、

64
山形県自
動車税事
務所分任
出納員印

を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第16号

庁 中

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令

山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令（昭和24年総理府令、大蔵省令第1号）第2条の規定に基づき、」を削り、「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に改める。

別表掲載事項の欄第5項第2号中「、局長、子ども政策監及び危機管理監」を「並びに企業管理者及び病院事業管理者」に改め、同表主務課の欄中「総務部文書課」を「学事文書課」に、「市町村支援課」を「市町村課」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第17号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に改める。

第8条第1項中「本庁」を「本庁の課（戦略調整監所属を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「、課長」を「、課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。以下同じ。）」に改める。

第11条中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に改める。

第26条中「知事直轄の組織及び出納局」を「会計局」に改める。

第48条中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中

知事直轄の組織	子育て支援課 子ども家庭課 女性青少年課	子育て 子家 女青
	秘書広報課	秘広

を

戦略調整監所属 秘書広報課	戦略 秘広	に、
------------------	----------	----

職員厚生課 財政課 文書課	職厚 財 文	を
---------------------	--------------	---

総務厚生課 財政課 学事文書課	総厚 財 学文	に、
-----------------------	---------------	----

	市町村支援課	市町村
危機管理室	生活安全調整課 食品安全対策課 総合防災課	生安 食 総防
政策推進室	政策企画課 地域政策課 情報企画課 統計企画課	政企 地政 情企 統企
文化環境部	文化振興課 学術振興課 環境企画課 循環型社会推進課 みどり自然課	文振 学振 環企 循環 み自

を

	政策企画課 市町村課 地域・交通政策課 情報企画課 統計企画課	政企 市町村 地交 情企 統企
生活環境部	生活文化課 地球温暖化対策課 水大気環境課 循環型社会推進課 みどり自然課	生文 地温対 水大気 循環 み自
危機管理・くらし安心局	危機管理課 くらし安心課 雇用対策課 食品安全対策課	危機 安心 雇 食
子育て推進部	子育て支援課 子ども家庭課 青少年・男女共同参画課	子育 子家 青男女

に、

	地域福祉課	地福	を
--	-------	----	---

	地域医療対策課	地医	に、
--	---------	----	----

商 工 労 働 観 光 部	産業政策課	産政 工振 商経 観 雇労	を
	工業振興課		
	商業経済交流課		
	観光振興課		
	雇用労政課		

商 工 観 光 部	産業政策課	産政 工振 商まち	に、
	工業振興課 商業・まちづくり振興課		
観 光 交 流 局	観光交流課 経済交流課	観 経交	

	経営安定対策課	経安	を
--	---------	----	---

	農業経営課 農山漁村計画課	農経 農計	に、
--	------------------	----------	----

	農村計画課	農計	を
--	-------	----	---

	農村整備課	農整	に、
--	-------	----	----

土 木 部	管理課	管 建企 交通 都計 道 河砂 建	を
	建設企画課		
	交通政策課		
	都市計画課		
	道路課		
	河川砂防課		
	建築住宅課		
出 納 局	総務課	出総 出経 出工	
	経理課		
	工事検査課		

県 土 整 備 部	管理課	管
	建設企画課	建企
	用地課	用
	都市計画課	都計
	下水道課	下水
	道路課	道
	河川課	河
	砂防・災害対策課	砂災
	空港港湾課	港
建築住宅課	建	
会 計 局	会計課	会計
	工事検査課	工検

に改め、同別表2 出先機関の項の表中

山形県福祉相談センター	福相
山形県中央児童相談所	中児
山形県庄内児童相談所	庄児
山形県立鶴岡乳児院	乳
山形県立朝日学園	朝学
山形県婦人相談所	婦相
山形県婦人保護施設金谷寮	婦保
山形県職員育成センター	職育
山形県自動車税事務所	自税
山形県消費生活センター	消生
山形県消防学校	消学
山形県環境科学研究センター	環研

を

山形県職員育成センター	職育
山形県環境科学研究センター	環研
山形県消防学校	消学
山形県消費生活センター	消生
山形県立山形職業能力開発専門校	山職専
山形県立庄内職業能力開発センター	庄能セ
山形県福祉相談センター	福相
山形県中央児童相談所	中児
山形県庄内児童相談所	庄児
山形県立鶴岡乳児院	乳
山形県立朝日学園	朝学
山形県婦人相談所	婦相
山形県婦人保護施設金谷寮	婦保

に、

山形県庄内食肉衛生検査所	庄食
--------------	----

を

山形県庄内食肉衛生検査所 山形県大阪事務所 山形県名古屋事務所 山形県立産業技術短期大学校 山形県立産業技術短期大学校庄内校	庄食 阪 名 産技大 産技大庄	に、
山形県高度技術研究開発センター 山形県大阪事務所 山形県名古屋事務所 山形県立産業技術短期大学校 山形県立産業技術短期大学校庄内校 山形県立山形職業能力開発専門校 山形県立庄内職業能力開発センター	高研セ 阪 名 産技大 産技大庄 山職専 庄能セ	を
山形県高度技術研究開発センター	高研セ	に、
税務課 地域支援課	村総税 村総地支	を
課税課 納税課 地域振興課	村総課税 村総納税 村総地振	に、
西村山建設総務課 西村山用地課	村総西建 村総西用	を
西村山建設総務課	村総西建	に、
北村山建設総務課 北村山用地課	村総北建 村総北用	を
北村山建設総務課	村総北建	に、
地域支援課	最総地支	を
地域振興課	最総地振	に、
地域保健予防課 福祉課	最総保予 最総福	を



「	地域保健福祉課 子ども家庭支援課	最総保福 最総子	」に、
「	地域支援課	置総地支	」を
「	地域振興課	置総地振	」に、
「	野川水系ダム管理課 西置賜建設総務課 西置賜用地課	置総野系 置総西建 置総西用	」を
「	西置賜建設総務課	置総西建	」に、
「	地域支援課 保健企画課 検査課	庄総地支 庄総保企 庄総検	」を
「	地域振興課 保健企画課	庄総地振 庄総保企	」に、
「	地域保健福祉課 環境課	庄総保福 庄総環	」を
「	地域保健福祉課 子ども家庭支援課 環境課	庄総保福 庄総子 庄総環	」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

# 合同訓令

- 山形県訓令第18号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	佐 貝 全 健
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	小 野 勝
山形県代表監査委員	小 山 壽 夫
山形県労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊 藤 健 雄

## 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月 県訓令第13号  
 県議会訓令第1号  
 県選挙管理委員会訓令第18号  
 県人事委員会訓令第1号  
 県監査委員訓令第2号  
 県地方労働委員会訓令第1号  
 山形海区漁業調整委員会訓令第1号  
 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正

する。

- 第2条第4号中「及び」を「(戦略調整監所属を含む。以下同じ。)及び」に改める。
- 第7条中「総務部職員厚生課長」を「総務部総務厚生課長」に改める。
- 第10条第2項第1号中「総務部職員厚生課長」を「総務部総務厚生課長」に改める。
- 第17条第1項第2号中「福祉相談センター、」を削り、「衛生研究所」を「山形職業能力開発専門校、福祉相談センター、衛生研究所」に改め、「、山形職業能力開発専門校」を削る。
- 第41条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
- 第49条中「第41条第1項第5号及び第6号」を「第41条第1項第4号及び第5号」に改める。
- 第51条中「職員厚生課長」を「総務部総務厚生課長」に改める。
- 別表第1村山総合支庁の項中「税務課及び地域支援課」を「課税課、納税課及び地域振興課」に改め、「、西村山用地課」及び「、北村山用地課」を削り、同表最上総合支庁の項中「地域支援課並びに保健福祉環境部の福祉課及び環境課」を「地域振興課並びに保健福祉環境部環境課」に、「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に改め、同表置賜総合支庁の項中「地域支援課」を「地域振興課」に、

産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
建設部野川水系ダム管理課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職

を

産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
--------------	----	----	----------	----------

に改め、「西置賜用地

課」を削り、同表庄内総合支庁の項中「地域支援課」を「地域振興課」に、

保健福祉環境部の保健企画課、生活衛生課及び地域保健福祉課	総合支庁長	総合支庁長	保健所長	保健企画課長
保健福祉環境部検査課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職

を

保健福祉環境部の保健企画課、生活衛生課、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課	総合支庁長	総合支庁長	保健所長	保健企画課長
---------------------------------------	-------	-------	------	--------

に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第318号**

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3条第2号中「岡山市」の下に「相模原市」を加える。

**附 則**

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**山形県告示第319号**

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3条第2号中「横浜市」を「横浜市、相模原市」に改める。

**附 則**

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**山形県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市相生町499番1から 同 501番1まで	旧	83.0メートル } 25.0	メートル 71
同 上	新	32.2メートル } 25.0	同 上

## 山形県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字貫津字湯尻1485番1から 同 大字山元字北前田312番4まで	旧	33.0メートル } 3.1	メートル 1,755
同 上		38.0メートル } 12.0	メートル 1,750
同 上	新	38.0メートル } 12.0	同 上

## 山形県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童停車場若松線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字山元字寄際150番1から 同 字立宿189番まで	旧	12.0メートル } 3.2	メートル 464
同 上	新	44.0メートル } 8.1	メートル 517